

模写本発掘

——国文研蔵マイクロ資料の中から、平安私家集をいくつか——

久保木 秀夫

はじめに

全国各地に伝わっている古典籍を一度に閲覧できるようにと、国文学研究資料館では創設以来、マイクロフィルムによる収集と一般公開を根幹業務として続けてきている。現在二十万点にもほつているそれらマイクロ資料はこれまで、新資料の搜索・伝本の分類・本文の校合・その他諸情報の収集などに際しての不可欠の情報源として広く活用されてきた。マイクロ資料によって古典文学研究はより一層の進展をみたと言っても決して言い過ぎではなからう。

ところでそのように公開され続けてもう三十年以上経ち、多くの研究者の眼に触れて、様々な問題の解明に役立てられてきたのであれば、さすがにそろそろ資料的価値の高いマイクロ資料は見尽くされつつあるのではないか、と思う向きがあるかもしれない。しかしそんなことはないのであつ

て、問題意識の持ち方や視点の設定の仕方次第で、マイクロ資料はまだまだ多種多様な発見をもたらしてくれるに違いなく、そうした具体例を報告してマイクロ資料の意義と可能性とを再確認しようとするのが本稿の目的である。

平安私家集の模写本

その際に本稿で対象としたいのは、平安時代の私家集に関する模写本、撮影したマイクロ資料である。模写本とはただ単に本文を転写しただけではなく、親本の書式や筆蹟、場合によっては装訂までも忠実に再現することを目指した写本の謂である。模写本についてはこれまで真正面から取り上げられたり、体系的に論じられたりしたことはほとんどなかったようだけれども、実のところ国文研のマイクロ資料の中にはどうも、少なからぬ数の模写本が含まれているのではないかという感触がある。

順を追って説明したい。一般に写本を調査する際に、必ずと言っていいほど問題となるのが書写年代である。これはもちろん実物を見ないと正確には判断できないし、実物を見ても簡単にはわからないという場合も多い。ただしその一方で実物ではなく、マイクロ資料の図版を見ただけでおおよその見当がつく場合というものもないわけではない。例えば図版一の『弁乳母集』書陵部本（函架番号五五三一七／マイクロNo.二〇一四一〇一）などは、書式や筆蹟ばかりではなく、本文料紙も相当に古そうなものであることが一見して明らかだろう。また装訂が列帖装であるということもこの図版一からうかがえる。稿者はこの書陵部本をいまだ実見してはいないが、おそらくは鎌倉時代末期頃の古写本と判断してよいはずである。

一方、図版二の『家経集』書陵部本（四五三二二／二〇一四六一一—三五〇）は統群書類従の原本で、確かに筆蹟も書式も本文料紙も相応に江戸時代後々末期頃の写本のようにみられる。

ところが中には図版三の『輔親集』書陵部本（五〇一—二九九／二〇一〇一—二〇）や、図版四の『殷富門院大輔集』書陵部本（五〇一—一三七／二〇一四一八）などのように、本文料紙はそれほど古くは見えないにも関わらず、書式や筆蹟は大変古く見えるというものがある。中でも『輔親集』の筆蹟は非常に流麗な連綿となっており、平安時代の古写本の姿を彷彿とさせるようである。また『殷富門院大輔集』も書式と筆蹟だけからすると、鎌倉時代末期頃の写本の姿を留めているようにみられる。

このように本文料紙は江戸時代以降のものとおぼしい一方で、書式・筆蹟はとも江戸時代以前の古態を留めていそうな伝本が、マイクロ資料の



図版一 『弁乳母集』書陵部本



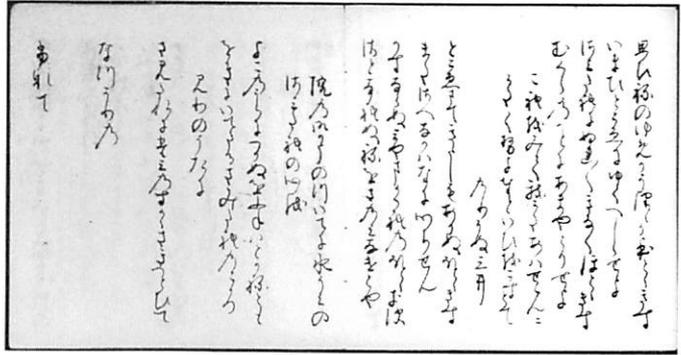
図版二 『家経集』書陵部本

中には多数含まれている。こうした資料については何よりもまず、古写本の書式や筆蹟をかなり忠実に再現した、模写本である可能性を考えてみるのがよいと思われる。実際右の『輔親集』については冷泉家時雨亭文庫蔵の平安時代後期写本の、また『殷富門院大輔集』についてもやはり同文庫蔵の鎌倉時代末期写本のそれぞれ忠実な模写本であることが、『冷泉家時雨亭叢書』の各解題¹⁾において指摘されている。

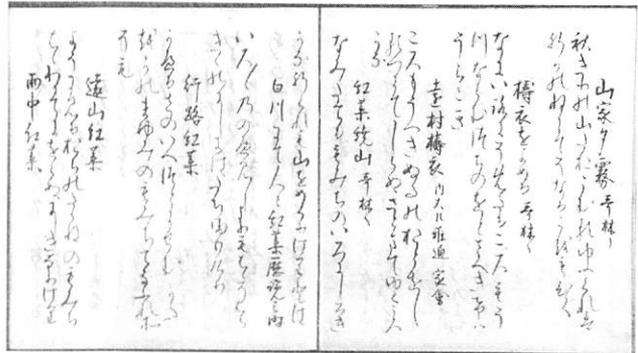
模写本というのは言ってみれば古写本のコピーであるから、やはり美術



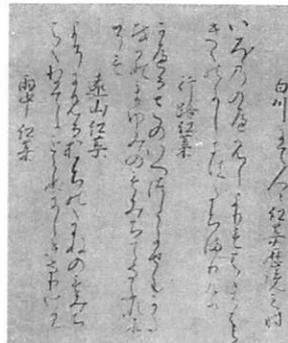
図版三 『輔親集』書陵部本



図版四 『殷富門院大輔集』書陵部本



図版五 『林葉集』書陵部本



図版六 橘樹文庫蔵・伝西行筆『林葉集』断簡本

品や文化財としての価値はいささか劣るのかもしれない。しかし文献学的な立場からすると、たとえ書写自体がどれほど新しかろうとも、実質的にはその親本となった古写本とほぼ同等の資料的価値を模写本にも認めることができるはずである。従って模写本それぞれの個性を明らかにしていくことで、各作品に関する多種多様な知見が得られるようになるはずであって、そのような観点からこれまで稿者も、模写本について何度か論じたことがあった。

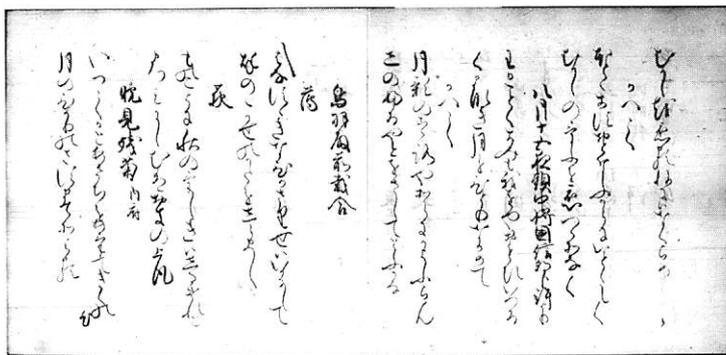
例えば図版五の『林葉集』書陵部本(五〇一―三三二/二〇―二二―二〇)は、図版六のような伝西行筆『林葉集』断簡(掲載の一葉は橘樹文庫蔵)が裁断される以前の、残欠本の状態だった時に作られた模写本であり、しかもこれまで校合の形でしか知られていなかった異本そのものだったという、極めて重要な伝本であることがわかった。⁽²⁾ また例えば図版七の『行宗集』書陵部本(五〇一―六二/二〇―二一―八)は、万治四年(一六六二)正月の火災に際して焼失してしまった禁裏文庫蔵の『行宗集』を、焼失以前に模写しておいた伝本だった可能性が高そうである。⁽³⁾

この『行宗集』にしても『林葉集』にしても、いずれも国文研蔵のマイクロ資料の閲覧をきっかけとして見出した伝本である。例えばこれらのような極めて高い資料的価値を持つ模写本を、マイクロ資料の中からはまだまだ発掘することができそうである。そこで以下本稿において、稿者がこれまで見出してきた平安私家集の模写本もしくは模写とまでは言えなくても、親本や祖本の姿をそれなりに留めていそうな伝本のうちの三点について、マイクロ資料を活用しながら考察していくことにしたい。

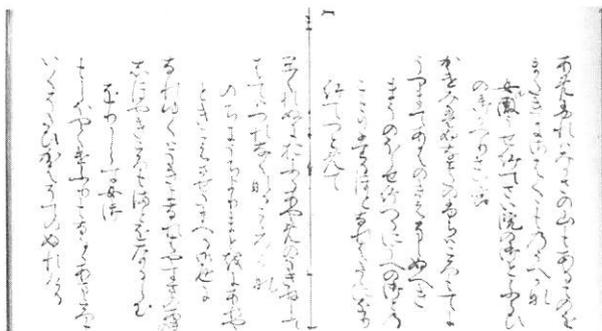
齋宮女御集

まず一点目は村上天皇女御徽子女王の家集『齋宮女御集』。図版八は同集の佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫本（〇九五四―四／二四六―一八―四）である。同本の奥書には図版九のように、

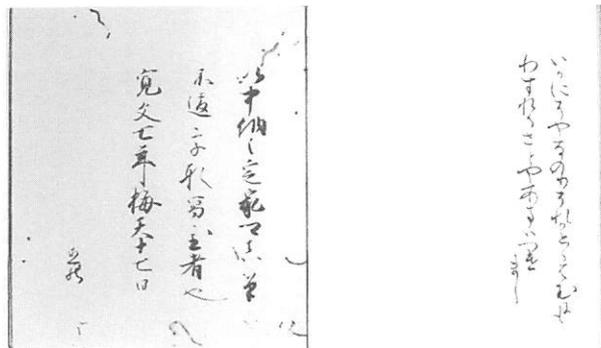
以中納言定家卿真筆／不違字形写置者也／寛文七年梅天十七日／直能



図版七 『行宗集』書陵部本



図版八 『齋宮女御集』佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫本



図版九 同上

とあり、寛文七年（一六六七）五月十七日に当時の肥前小城藩主鍋島直能が書写した写本であること、またその際に直能の拠った親本が藤原定家真筆本とされるものだったということが知られる。直能はその伝定家筆本を字形を違えず書写したという。

そのような眼で見ると、確かに鍋島文庫本はいわゆる定家様で書写されているようであり、おそらくは奥書に言うように、伝定家筆本——実際に定家真筆であったかどうかは別に、定家筆と伝称されていた本——の模写本であると認めてよさそうである。

従来『齋宮女御集』の伝本については次のように、歌数や歌順によって

第一類から第四類までに分類されている。鍋島文庫本はこのうち第三類と一致する本文を持っている。

第一類：一六五首／冷泉家時雨亭文庫本（鎌倉時代前期写）・書陵部

本（五〇一―一六二、時雨亭文庫本に基づく江戸時代の模写）

第二類：二六五首／西本願寺本など

第三類：一〇二首／梅沢記念館本（伝紀貫之筆、平安時代写本に基づ

く江戸時代の模写と推定）・徳川美術館本（伝源俊頼筆、梅

沢本と同じ親本に基づく江戸時代の模写と推定）・伝西行筆

渋紙表紙本・冷泉家時雨亭文庫本（定家筆本に基づく鎌倉時

代後期の臨模と推定）・同文庫本（藤原資経筆）・齋宮歴史

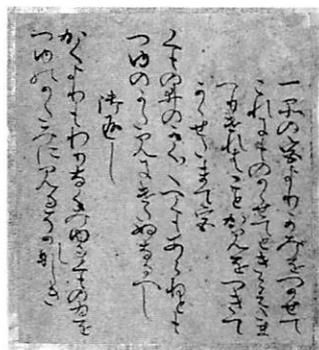
博物館本（伝正徹所持、鎌倉時代後期頃写）・正保四年版歌

仙家集本・鍋島文庫本など

第四類：伝小野道風筆小島切

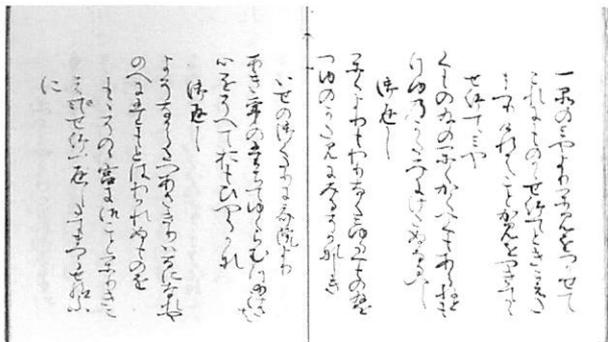
ところで第三類の中には鍋島文庫本とは別にもう一本、定家筆本を模写したとされている伝本がある。右の中にも掲げておいた、冷泉家時雨亭文庫蔵の定家筆臨模本と呼ばれる伝本がそれである。ただしこの時雨亭文庫本は四半本であり、六半本の鍋島文庫本とは合致しない。また本文にも小異があるので、時雨亭文庫本と、鍋島文庫本の親本となった伝定家筆本との間には、まずは直接の関連性はないものとみてよさそうである。

それより鍋島文庫本については別に興味深い資料がひとつ存在している。すなわち出光美術館蔵手鑑『墨宝』所収の伝定家筆『齋宮女御集』断簡がそれである。図版十にはその伝定家筆断簡を、また図版十一には鍋島文庫



京橋新門定家所「墨宝」

図版十 出光美術館蔵・伝定家筆『齋宮女御集』断簡



図版十一 『齋宮女御集』佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫本

本の対応部分を載せてみた。一見して書式も筆蹟も非常によく似ていることがわかるのであり、その点おそらく両者には密接な関係があると認めてよさそうである。もっともよく似てはいながら完全に一致しているわけではなくて、次の断簡翻刻に施した記号類から明らかなように、両者の間には表記（網掛）や書式（傍線）や本文（ゴシック体）に関する細かい異同が散見される。

一品の宮よりかみをつかせて

これにものかゝせてときこえたま

へりければことかみをつきて
か、せたまで宮

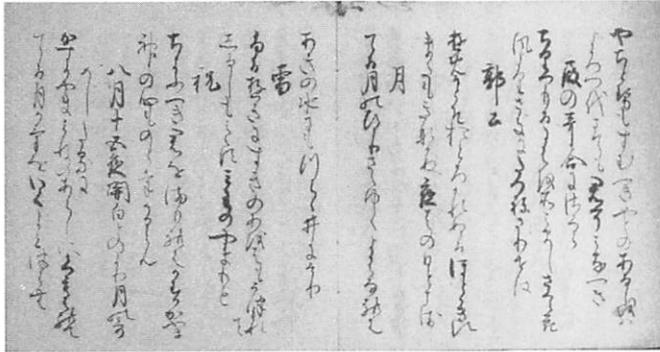
くもの井のかくくへくもあらねとも
つゆのかたみにけたぬなるへし

御返し

かくよりもわりなくみゆるくものゐを

つゆのかたみに見るそかなしき

特に二行目の「か、せて」は鍋島文庫本で「か、せ給て」となっており、これは断簡から鍋島文庫本へと転写がなされた場合には生じにくいような異同であると言えるだろう。伝定家筆断簡はおそらく鎌倉時代の書写であり、一方の鍋島文庫は寛文七年の書写であるから、まずは裁断以前の前者に基づき後者が模写されたと考えたくなるところだが、そう単純な話ではなさそうだとということである。では両者はどのような関係だったのかということについては、なかなか明快には回答しにくいので



図版十二 「撰津集」書陵部本

あるが、あるいは図版十二に掲げた「撰津集」書陵部本（五〇一—一四九／二〇—五—一二）がそれを考える際の手掛かりとなるかもしれない。この書陵部本は江戸時代前期頃の写本であるが、書式や筆蹟は古写本の面影をよく留めているようであり、やはり模写本であるとみられる。一方『古筆学大成』には阿仏尼を伝称筆者とする「撰津集」の断簡一葉の図版が掲載されている（図版転載は難しいので、ぜひとも同書をご参照願いたい）。書写年代は鎌倉時代後期頃。それと書陵部本の該当部分とを比較してみると、書式や使用字母に共通点が認められ、一見大変よく似た印象である。しかし両者の間にはやはり小異も存するのである。先と同じ方法で伝阿仏尼筆断簡の翻刻を次に示そう。

てるつきのひかりさえゆく夜はなれは

あきの水にもつらゝゐにけり

雪

ふるゆきにすきのをはもうつもれて

しるしも見えぬみわの山もと

祝

ちよふへき君をまもれはかすかやま

神の心ものとけかるらん

八月十五夜関白とのより月の

哥めしたるに

かすかやまみねのあらしにくもはれて

このように模写本があつて、それとよく似てはいながら少しだけ異なる

古筆切があるという状況は、問題の『斎宮女御集』とまったく同じであると言えよう。ところがこの『撰津集』の場合は『斎宮女御集』の場合と違い、もう一本これに関わる伝本が現存している。それは冷泉家時雨亭文庫本であつて、実のところ右に述べてきた書陵部本については、この時雨亭文庫本を忠実に模写した伝本であることがすでに指摘されてもいるのであつた。そこで今度はこの時雨亭文庫本と伝阿仏尼筆断簡とを比較してみると、これはもう当然ながら、書陵部本の場合と同様の結果が得られるわけである。

つまり鎌倉時代後期から末期にかけて、時雨亭文庫本に裁断以前の伝阿仏尼筆本という、大変よく似た伝本がふたつ世上にあつたということである。この場合、両者は親子本か兄弟本の関係、もしくはそれに非常に近い関係だつたとみてまずは間違いないだろう。そのような関係だつたからこそ類似した写本同士になつたのだらうと思われる。

従つて『斎宮女御集』に関しても、おそらくはそれと同様に考えておくのがよからう。伝定家筆断簡の裁断以前の写本と親子本、もしくは兄弟本あたりの関係にある、もうひとつの伝定家筆本がかつては確かに存在してゐて、鍋島文庫本はそちらの本を模写したのだらう。

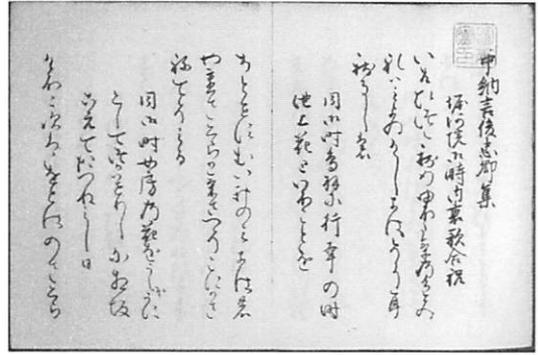
そうすると連動的にもうひとつ明らかになつてくるのは、伝定家筆断簡の方の本文的な性格である。前述のとおり鍋島文庫本は『斎宮女御集』現存伝本中の第三類に属する本文を持つていた。それと親子本もしくは兄弟本の関係にあつたということは、伝定家筆断簡の本文もまた確実に第三類に属していたということになる。現在たった一葉しか知られていない伝

定家筆断簡ではあるが、以上のように鍋島文庫本との関係を明らかにすることによつて、この断簡の本文的な性格をもまた明らかにすることができたのである。

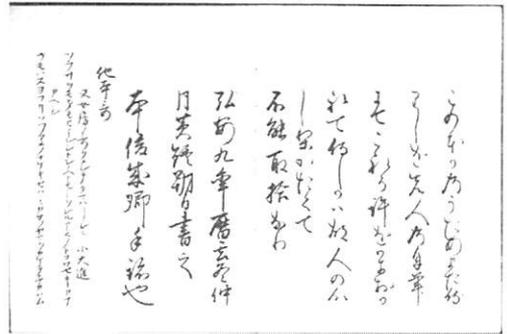
ここであらためて前掲の『斎宮女御集』主要伝本一覽に触れてみると、鍋島文庫本や伝定家筆断簡が属する第三類には、また正保四年（一六四七）に刊行された歌仙家集本も含まれている。そのためこの第三類は、版本として江戸時代以降に流布したやさかさ後代的な本文のように見なされていた印象がある。しかし近年、梅沢記念館本や徳川美術館本、あるいは伝西行筆洪紙表紙本といった『斎宮女御集』の古写本・模写本が相次いで発見紹介されているが、それらのほとんどがほかならぬ第三類の本文を持つていたということが同時に指摘されてきた。それに加えて今回の鍋島文庫本や伝定家筆断簡までもが第三類に属するのだから、鎌倉時代を中心に、第三類の本文というのは実は相当に流布していたとみられるのではなからうか。今後そのような観点から、鎌倉時代前後における、勅撰集・私撰集などへの斎宮女御の入集状況と第三類本との関係などを見直していくのも、『斎宮女御集』研究にとつて有益であるかもしれない。

俊忠集

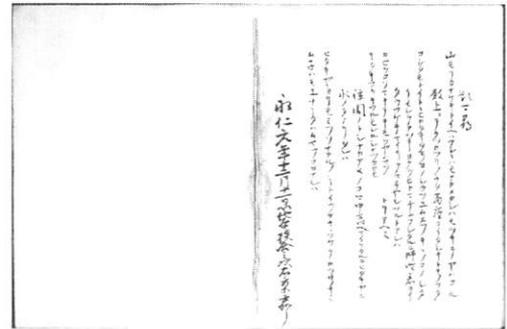
二点目は藤原俊成の父俊忠の家集『俊忠集』。図版十三は同集の書陵部本（五〇一—三七〇—三二二）である。書写年代はやはり江戸時代前期頃とみられるが、大振りな仮名で歌一首三行書きにするなど、かなり特



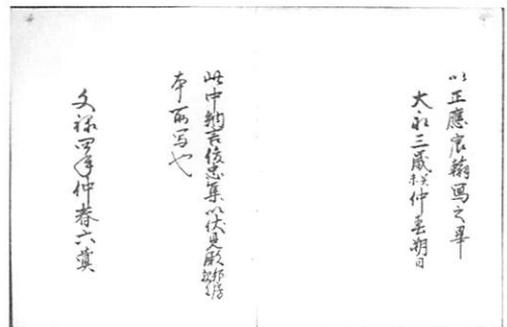
図版十三 「俊忠集」書陵部本



図版十四 同上



図版十五 同上



図版十六 同上

徴的な書式と言えよう。

さてこの書陵部本にも図版十四〜十六のような奥書がある。翻刻は次のとおり。

弘安九年曆亥冬仲／月黄鐘朔日書之／本俊成卿手跡也

永仁元年十二月十一日以他本校合之次右哥等書加了

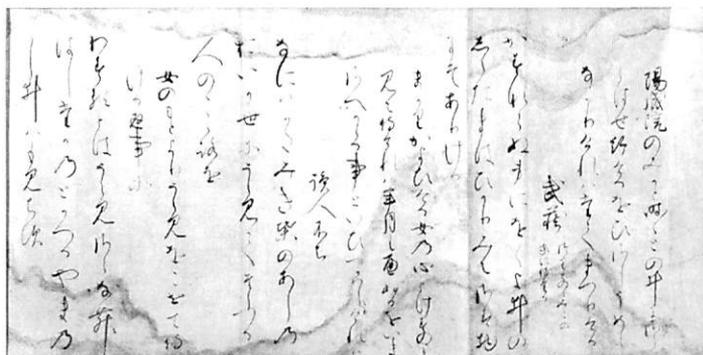
以正應宸翰寫之畢／大永三歲末仲春朔日

此中納言俊忠集以伏見殿^{親邦}親王／本所写也／文祿四年仲春六葉

これによると書陵部本は、文祿四年（一五九五）に書写された本をおそらくは直接の親本としているようである。その文祿四年本はまた、大永三年（一五二三）に邦房親王が書写した本を親本としており、さらに邦房親

王筆本は、弘安九年（一二八六）に書写された「正應宸翰」を親本としていたことが、これらの奥書から知られよう。

問題はこの弘安九年の「正應宸翰」本である。「正應宸翰」というのは、在位期間に正応年間（一二八八〜一二九三）が含まれている伏見院の筆蹟のことを指している。すると伏見院と言えはすぐに想起されてくるのが、図版十七のような筑後切——伏見院宸筆三代集の断簡として珍重され続けている名物切——である。ここで注目されるのは、この筑後切の歌一首三行書きという書式が、書陵部本のそれと大変よく似ているということである。そうした点伏見院筆本というのも実は、筑後切と同じような書式で写されていたのではなからうか、と思われてくるのであって、可能性として



図版十七 出光美術館蔵・伏見院筆筑後切

決して低くはないだろう。そのように伏見院筆本の書式を留める形で転写が繰り返されてきたために、書陵部本においても歌一首三行書きという、筑後切とよく似た書式になったのだろう。もちろん伏見院筆本から書陵部本に至るまでには三回転写が為されているので、筆蹟にしても表記にしてもどの程度まで保存されているのかは心許ないところもあるが、それでも今日失われてしまっている伏見院筆本の面影を、この書陵部本からは窺い知ることができそうである。

言うまでもなく伏見院は能書家として知られていた存在であるが、その仮名の遺品としては筑後切のほか、

自筆詠草の断簡である広沢切が伝わっている程度に過ぎず、和歌に関する筆蹟資料が意外と残っていない状況である。従ってたとえ転写本に過ぎないとは言え、書陵部本によって伏見院の書写活動の一端が明らかとなったことには相応の意義があると言えよう。また書陵部本の奥書によると、伏見院筆本の親本は俊成筆本だったというので、その俊成筆本というのはやはり当時冷泉家に伝わっていたのではないかと、伏見院は俊成筆本を冷

泉為相から借り受けたのではないかと、次から次へと想像・連想されてもくるので、そういった点でも書陵部本は刺激的な情報を持った伝本であると認められよう。

貧道集

最後の三点目は藤原教長の『貧道集』。図版十八は同集の今治市河野美術館本（三四六一八三九／七三―三五六一―）で、江戸時代後期頃書写のいわゆる小沢蘆庵本のうちの一点である。

ここで一言断っておくと、この河野美術館本が注意すべき伝本であることを最初に指摘したのは石澤一志氏である。かつて石澤氏と別府節子氏と稿者として、河野美術館蔵の古筆手鑑や古典籍を閲覧させていただいたことがあった。その時に石澤氏が、この『貧道集』はかなり面白そうではないかと見抜き、別府氏と稿者だが、これは本当に面白そうだと驚いたという伝本である。

ではこの河野美術館本の何がそんなに面白いのかというと、その筆蹟が教長の真筆をまさに彷彿とさせていたからにはかならない。今日教長真筆の仮名資料と認定されているものに今城切『古今集』断簡や『後撰集』二荒山神社本（『古筆学大成』その他多数の影印本に図版掲載）などがある。これらと図版十八の河野美術館本とを見比べてみると、確かに両者の筆蹟には共通するところがあるように思われてこよう。

そうすると当然気になってくるのは、この河野美術館本というのは一体

八月すめみちのち
つらねのちかたのち
はなはなとちかたのち
しんじつとちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち

なほすめみちのち
つらねのちかたのち
はなはなとちかたのち
しんじつとちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち
かたのちかたのち

図版十八 「貧道集」 今治市河野美術館本

どのような伝本を親本としていたのか、ということである。よりはつきりと言ってしまうと、実は河野美術館本というのは教長自筆本、あるいはそれに類する伝本を模写した本だつたという可能性がないのだろうか、ということである。このように河野美術館本は、模写本という観点から非常に注目される伝本のように思われたので、石澤氏にきちんとお断りした上で、もう少し詳しく調べてみ

ることにした。

そうしたところ、まず春名好重氏「古筆大辞典」に「貧道集切」という項目が立てられていることに気づいた。

ひんどうしゅうざい 貧道集切 藤原教長（一一〇九）の家集「貧

道集（前参議教長卿集）」の断簡、もとは卷子本らしい。料紙は緋

二四センチ、横一九センチ、「讃岐院の百首のなかの恋歌」の第十

二首から第十六首までの五首を「首」行書きに書写している。それ

故「貧道集」の断簡ではなく、教長の百首歌の断簡かもしれない。

歌は「なみだがはみかさまされはしのびてし人めつ、みもせきぞか

ねつる、ゆめにだにあひみんとのみおもひしはたゝ恋しななために

ぞありける、つらしとておもひかへらぬわがこひやながるゝみづの

こゝろなるらん、きみだにもこむといひせばぬばたまのよどこにた
まもしかましものを、君まつととふのすがもみふにだにまたねて
あかすよをぞかさぬる」と十行に書いている。第五首第四句の「ま
たねて」を見せ消ちにして、片仮名で「ネテノミ」と書いている。
字形、線、書風は伝藤原雅経筆「今城切」に似ている。「今城切」
は冊子本の「古今集」の断簡であるから「今城切」ではない。筆者
の伝承は無い。この断簡は御物の手鑑に押されている。

稿者はこれまでまったく知らなかったのであるが、何と「字形、線、書
風」が「今城切」に似ている。「貧道集」断簡が存在しているというので
ある。その他の各傍線部をまとめてみると、問題の当該断簡はもと卷子本
の可能性があり、寸法は縦二十四cm×横十九cm、書式は歌一首二行書きで、
記載内容は「貧道集」巻五・恋部の「なみだがはみかさまされば」という
七一―番歌から「君まつととふのすがも」という七一―五番歌までの都合
五百分であるという。

ここで問題だったのは、当該断簡が貼られているという「御物手鑑」に
ついて稿者にまったく心当たりがなかったことだが、本稿の内容を最初に
口頭発表した際に、浅田徹氏から、これは宮内庁三の丸尚蔵館蔵の通称
「元宝器手鑑」を指すのではないかとご教示いただいた。そこで早速図版
を確認してみたところ、確かに「古筆大辞典」の記載にはほぼ合致する、図
版十九のような一葉を見出すことができたのである。浅田氏に厚く御礼申
し上げたい。

断簡右上の紙片によれば伝飛鳥井雅経筆、春名氏の眼に触れた段階では

伝称筆者は未詳であったということなので、あとから添えられた紙片であろうか。实地調査の機会は得られておらず法未詳、ただし同じ縮小率で撮影されている藤原俊成筆日野切などを参考にすると、ほぼ縦二十四cm×横十九cmのようであり、『古筆大辞典』が伝える情報とよく一致する。また記載内容も同様に『貧道集』七一―七二五番歌であるという点、両者は同一断簡と認めてよいと思われる。

そこで早速、図版二十に掲げた河野美術館本の該当部分と比較してみると、断簡末尾二行にまたがる「またねて」というミセケチ訂正を河野美術館本が最初から「ねてのみ」としているところを除き、字母も筆蹟も改行位置も驚くほど一致していることが一目瞭然ではなからうか。従って断簡が確かに古筆であるならば、河野美術館本は完本時の断簡を直接もしくは間接に模写した伝本だったとみてまず間違いないはずである。

そうした場合に特に注目されてくるのは、当該断簡の筆蹟がそれこそ伝雅経筆と認定されているとおり、今城切をはじめとする教長の筆蹟にまさに近似している点であり、また『古筆大辞典』にも見られたとおり、当該断簡がもと卷子本だったとおぼしき点である。

実は平安時代末期の仁和寺宮守覚法親王の蔵書目録とされている『桑華書志』¹⁰所載「古蹟歌書目録」には、

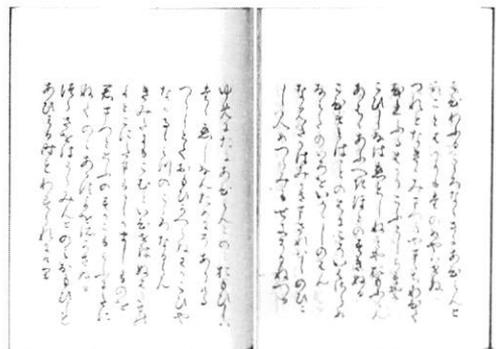
第十（諸家集／近代）

- 教長卿集（六卷） 俊成卿一（三卷／自筆）
- 重家卿一（一帖） 頼政卿一（三卷）

という記載が見られる。ここには「教長卿集」とあって『貧道集』とは呼



図版十九 宮内庁三の丸尚蔵館蔵「元宝器手鑑」所収断簡



図版二十 『貧道集』今治市河野美術館本

ばれてはいないが、藤原俊成の『長秋詠草』も「俊成卿（三卷／自筆）」とだけ書かれているので、同様にこれも『貧道集』を指すものとみてよいだろう。問題はこの「教長卿集」に「六卷」という注記が存していることで、並びの「重家卿」の「一帖」から類推するに、これは内容的な数量ではなく形態的な数量を指すものであろう。つまりこの『貧道集』の仁和寺本（と仮に呼ぶ）は六軸の卷子本だったとみられるわけである。

教長と守覚法親王との近しい関係は周知のとおりで、またこれまでの研究によって『貧道集』自体も先の『長秋詠草』や『重家集』などと同じく、守覚法親王からの家集提出依頼によって編纂された作品だったのだろうと推定されている。¹¹従って『貧道集』の仁和寺本は原本そのものか、そうでなくても原本に限りなく近い位置にあった本だったとみて大過はなからう。

そのような仁和寺本が六軸の卷子本だったというのであるから、これはもう例の「元宝器手鑑」断簡と密接な関係があるのではなからうか、と考えてみたくなってくる。つまりいささか大胆な推測なのかもしれないが、あるいはこの仁和寺本が室町時代か江戸時代かまで確かにどこかに伝存している、それがとある時点で裁断されて当該断簡が現在に伝わったのではなからうか、一方、仁和寺本がそのように裁断される以前のとある段階で、直接もしくは間接に転写されたのが河野美術館本だったのはなからうか、ということである。もともと河野美術館本は江戸時代中々後期頃の写本であるので、仁和寺本からの直接の転写本とは考えにくく、おそらく河野美術館本までの間には一度以上の転写過程を経ているだろうと想像される。ただその際に、祖本たる仁和寺本の書式や筆蹟を忠実に保つ形で転写が繰り返されたので、河野美術館本の書式や筆蹟にも古態が留められたのではないか、と想定されるのである。

ちなみに「砂巖⁽¹²⁾」所引「伏見殿家集目録」には、

／＼伏見殿 家集中

- ∴ 教長卿一六卷 ∴
- ∴ 俊頼朝臣一四帖 ∴
- ∴ 長能一二帖 ∴
- ∴ 兼澄一三帖一 ∴
- ∴ 惟規一二帖 ∴

のように「教長卿一六卷」という記載が見られる。この「伏見殿家集目録」は、おそらくは室町時代のとある時点での伏見宮家の蔵書目録とおぼしい

が、ここに記されている教長の家集についても、やはり「俊頼朝臣一四帖」その他の記載から、六軸の卷子本だったと判断できそうである。するとあるいはこれこそが、かつて守覚法親王が所蔵していた仁和寺本そのものだったのではとも思われてくる。仁和寺本は守覚法親王没後、どのような過程を経てか、やがて伏見宮家が所蔵するところとなり、その後とある時点で巷間に流出し、やがて裁断され、残欠本となり、⁽¹³⁾ ついに一葉の断簡以外はほとんど失われてしまった、という運命を辿っていったのかもしれない。しかしながら、以上のように検討してみても、実のところひとつだけ問題となることがある。それは仁和寺本の筆者に関することである。もう一度前掲「古蹟歌書目録」を見直してみると、例えば「俊成卿」のところには「自筆」とあつて、この「長秋詠草」が俊成自筆だったと注されている。また同目録にはほかに、

第三（六代集）

古今一部（教長入道筆） 又一部（同筆／山⁽¹⁴⁾ 徳院本云）

という記載もあつて、ここに言う「古今一部」「又一部」が共に「教長入道筆」だったということがやはりはっきり記されている。ところが肝心の「教長卿集」に関しては、それが教長自筆であるといったようなことは一切書かれていないのであり、同目録のこうした記載の在り方からすると、如上の考察とは裏腹に、仁和寺本の「貧道集」は教長筆ではなかったらしいと判断せざるを得ないのである。が、しかしそれでも「元宝器手鑑」断簡やその完本時の模写とおぼしき河野美術館本の筆蹟は、繰り返すが教長真筆とされる今城切などとよく似ているようにもみられ、さてこうした筆

蹟に関する矛盾を、それではどのように考えればよいのだろうか。

あるいはその手掛かりとなりそうなものが、今日の仁和寺に現蔵されている『守覚法親王百首』である。これはほかならぬ守覚法親王の自筆とされている本で、『古筆大辞典』『守覚法親王百首和歌』の項目には巻頭部分の図版が掲載されている。実はその図版（これも同辞典によられたい）から知られる同本の筆蹟が、教長真筆とされている筆蹟資料となかなかよく似て見えるのである。稿者などは最初にこの図版の存在に気付いた時には、あるいは両者同筆なのではないかと疑ってしまっただけである。ただそれぞれの文字を子細に見較べてみると、仮名の形が微妙に違っていたり、連綿の緊密さに差があったり、頻繁に使用されている仮名の字母が異なっていたりもするので、よく似ているけれども、やはり両者は別筆であるとおみしておくのがよさそうである。それでも確かにこの『守覚法親王百首』が守覚法親王の自筆であったとするならば、教長の筆蹟とこれほどまでに共通しているというのは注目してよい。教長は能書家としても知られているので、あるいは守覚法親王は教長から『古今集』などばかりではなく、入木道についても学ぶところがあつたのでは、などと想像されてもくるのであるが、ともあれ守覚法親王の筆蹟が教長のそれと本当に近似していたとなると、『貧道集』の問題も解決に向かうのではなからうか。つまり例の仁和寺本というのは教長筆本ではなく、守覚法親王筆本だったと考えてみたわけである。そうした守覚法親王筆本を直接もしくは間接の親本としていたからこそ、断簡や河野美術館本の筆蹟が教長の筆蹟のように見えてしまった、ということではないかと思われる。

このように仁和寺本の筆者を守覚法親王その人と想定してみることによつて、少なくとも理屈の上では、先程来の筆蹟の問題についてはほぼ説明することができそうである。ただし現時点においてはそれでもひとつ問題が残るのであつて、それは肝心の断簡の筆蹟と『守覚法親王百首』の筆蹟とが、一見よく似た印象ではあるものの、図版に拠る限りやはり同筆とは認めがたいと言わざるを得ないことである。こうした点からも、断簡自体がすでに模写されたものであつたという可能性を考えてみたくなるのであるが、いかがであろうか。あとはもう断簡と『守覚法親王百首』とを实地に調査するしかないので、その機会が得られることを願いつつ、今後の検討課題としたい。

おわりに

以上『齋宮女御集』『俊忠集』『貧道集』に関する模写本類について概観してきた。正直なところ今回取り上げた模写本類は、探そうと思つて探し出したものではなくて、これまで様々な調査や作業をしている過程でたまたま気付いたものばかりである。そのような半ば偶然の結果だけでもこうした知見が得られるのだから、本腰を入れて探す気になりさえすれば、資料的価値の高いもつと多くの模写本類を、マイクロ資料の中からまだまだ発掘できるはずである。実際、本稿の最初で言及した万治四年禁裏焼失本の焼失以前の模写本とおほしき伝本についても、先程の『行宗集』以外にすでに十点近くを見出しており、おそらくはもう少し見つけることがで

きるだろうと予測している。例えばそのような模写本類を、今後マイクロ資料を存分に活用しながらより積極的に探し出していくことによって、古典文学に関する様々な問題を提起し、論じ、解明していくことが可能になるかと思われる。

【注】

- (1) 『冷泉家時雨亭叢書20 平安私家集七』「輔親集 砂子料紙本」解題
(田中登氏執筆、一九九九年十二月、朝日新聞社)、及び「同26 中世私家集二」『殷富門殷大輔集』解題(井上宗雄氏執筆、一九九五年十二月)。

(2) 拙著『林葉和歌集 研究と校本』(二〇〇七年二月、笠間書院)。

- (3) 拙稿「万治四年禁裏焼失本復元の可能性——『行宗集』第二種本・奥書解説——」(「中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究——高松宮家伝来禁裏本を中心として—— 研究調査報告1(平成十八年度)」所収、二〇〇七年三月)。

(4) 『冷泉家時雨亭叢書19 平安私家集六』「斎宮女御集 定家筆臨模本」解題(片桐洋一氏執筆、一九九九年二月)。

(5) 『出光美術館蔵品図録 書』二一—一八(一九九二年七月、平凡社)に掲載。

(6) 小松茂美氏「古筆学大成19 私家集三」(一九九二年六月、講談社)。

(7) 『冷泉家時雨亭叢書19 平安私家集六』「撰津集」解題(田中登氏執筆)。

(8) 春名好重氏「古筆大辞典」(一九七九年十一月、淡文社)。

(9) ただし図版十九に基づく限り、当該断簡の筆勢いささか弱いようにも、また料紙もいささか新しいようにも見えるのであり、その点あるいは当該断簡自体がすでに模写断簡だったという可能性があるかもしれないとも思われる。書写年代に関する確言を控えているのはそのためである。

(10) 太田晶二郎氏「桑華書志」所載「古蹟歌書目録」 「今鏡」著者問題の一徴證など」(「太田晶二郎著作集 第二冊」所収、一九九一年八月、吉川弘文館)。

(11) 松野陽一氏「寿永百首について」(「鳥帯 千載集時代和歌の研究」所収、一九九五年十一月、風間書房) など。

(12) 宮内庁書陵部編「図書寮叢刊 砂巖」(一九九四年三月、明治書院)。

(13) ちなみに学界未紹介の「貧道集」北野天満宮本は巻六のみの残欠本にして卷子本一軸。たったこれだけの情報からでもすぐに見当がつくように、仁和寺本が残欠本となったあと、巻六の一巻が単独で伝わっていた段階で模写されたとおぼしき伝本である。詳しい紹介は本稿では省略し、別の機会に行う予定。

【付記】

ご所蔵資料の図版掲載及び翻刻をご許可下さった出光美術館・今治市河野美術館・宮内庁三の丸尚蔵館・宮内庁書陵部・佐賀大学附属図書館・橘樹文庫に厚く御礼申し上げます。